

講演録

「弁護士→裁判官→弁護士」

大橋正春*

あいさつ（島田新一郎研究科長）

本日は、2012年から2017年までの5年間、最高裁判事をお務めになられた弁護士の大橋正春先生をお迎えし、法学部・法科大学院合同での講演会を開催することができました。大橋先生、ご多忙の中、遠い八王子の創価大学までお越しいただき、本当にありがとうございます。

大橋先生が最高裁の在任期間中に関与された重要判例は様々ございますが、憲法事件では、議員定数不均衡訴訟¹⁾、婚外子相続分違憲決定²⁾、それから再婚禁止期間違憲判決³⁾などがあります。また、行政事件では、耐震強度偽装事件⁴⁾、一般廃棄物収集運搬業の競業者の原告適格についての事件⁵⁾、民事事件では、預貯金の遺産分割事件⁶⁾、JR東海の認知症事件⁷⁾などがあります。刑事事件ではGPS捜査事件⁸⁾などを挙げることができ、いずれも各分野での本当に重要な判例が目白押しになっております。

* 弁護士（第一東京弁護士会所属）。

- 1) 最大判平成24・10・17民集66巻10号3357頁，最大判平成25・11・20民集67巻8号1503頁，最大判平成26・11・26民集68巻9号1363頁，最大判平成27・11・25民集69巻7号2035頁等。
- 2) 最大決平成25・9・4民集67巻6号1320頁。
- 3) 最大判平成27・12・16民集69巻8号2427頁。
- 4) 最三小判平成25・3・26集民243号101頁。
- 5) 最三小判平成26・1・28民集68巻1号49頁。
- 6) 最大決平成28・12・19民集70巻8号2121頁。
- 7) 最三小判平成28・3・1民集70巻3号681頁。
- 8) 最大判平成29・3・15刑集71巻3号13頁。

また、大橋先生は、弁護士会においても数々の重職を歴任されておりまして、日弁連の法科大学院センターの委員長もお務めになるなど、法曹養成の分野でも中心となって取り組んでこられた方であります。

本日のお話は、法曹を志している皆さんにとっては、一生の財産になるものと思います。どうか楽しく、また、最後まで緊張感をもって聞いていただければと思います。

それでは、大橋先生、よろしくお願い致します。

(はじめに)

只今ご紹介頂きました弁護士の大橋正春です。本日は、法律に関心を持つ若い皆様に対してお話をする機会を頂き、非常に嬉しく思っています。

本日のテーマですが、「弁護士→裁判官→弁護士」と一見すると風変わりなものを掲げました。只今のご紹介からお分かりになったと思いますが、これは私の経歴を示しています。

1972年に弁護士登録をして約40年間弁護士業務を行い、2012年に最高裁判事に就任し5年間執務しました。そして、定年退官した2017年に再び弁護士登録をしたというのが私の経歴です。

(なぜ弁護士になったか)

「なぜ弁護士になったのですか」という質問をよく受けます。私の同僚の弁護士は、「弁護士プレストン」を見て弁護士を志したと言っています。これはNHKで放送された社会派弁護士を主人公とするテレビドラマです。彼は主人公の活躍に感銘を受け、自分もこのような人助けをしたいと言っています。元法務大臣の森雅子参議院議員は、司法研修所での私の教え子の一人ですが、彼女は、12歳の時、全財産を失った父親が弁護士に救われたのをきっかけに、自身も弁護士を志望したと言っています。

私も、これらの人たちのように、確たる信念を持って弁護士を志望したと言えればよいのですが、成り行きでなっただけと言えないのが恥ずかしいと

ころです。

そもそも法学部を選んだこと自体が、他に選ぶ学部がなかったという消極的な理由ですし、司法試験についても周りの友人が皆受けるので受けたという状態です。この頃、東大法学部の教授が盛んに司法試験を受けることを勧めていたことも影響しているのかも知れません。司法研修所に入所したのも、法学部4年生のときに東大紛争があり、卒業が6月になったことから、学士入学してもう1年間学生をやったので、結果的に司法研修所以外の選択肢がなかったということです。さすがに、修習終了後の弁護士選択は積極的に選択しましたが、当時は就職難ということはなく、修習の関係があった事務所で、来ないかと言われて採用して頂いたという感じでした。嫌味に感じる人もあるかも知れませんが、成り行きで弁護士になったというのが正直なところだと思います。ここまでの話を聞いて、何とない加減な奴だと思われた方も少なくないと思いますが、そのとおりなのです。

しかし、法学部に入ったこと、司法研修所に入ったこと、弁護士になったことについては全く後悔しておりませんし、本当に良かったと思っています。それは、どこでも良い先生、良い師匠に巡り会えたこと、良い友人に恵まれたことが大きな理由ですが、法律実務がやりがいのある面白いものであったことが最大の理由です。皆さんから見ると歴史上の人物と思える先生方かも知れませんが、少し私の先生・師匠について話してみたいと思います。

(法学部の先生)

当時の東大法学部は、我妻栄先生は既に定年退官されていましたが、民法の川島武宜先生、来栖三郎先生、刑事法の団藤重光先生、平野龍一先生、民事訴訟法の三ヶ月章先生など錚々たるメンバーが揃っていました。

特に印象的であったのは来栖三郎先生で、毎回講義ノートを改訂しておられるということで、授業開始の直前に教室に入られ、風呂敷を机の上で開き、後ろを向いて鼻をかむというルーチンを行うと、前を向いて、唐突に少

し甲高い声で授業を始めるのでした。その内容は、「我妻先生も川島先生もそのようにおっしゃっているのだから、私が疑問を持つ必要はないのですが、それでもどうしても疑問を持たざるをえないのです。」と前置きを置いて、深く考え抜いた自説を説明するといったものでした。そして佳境に入ったかと思うと、また唐突に授業を終えるのでした。来栖先生の授業で受けた印象は、学者というものは、なんと深く考えるものだというので、同時に自分には到底できないと思ったことです。

ちなみに、来栖先生には私の結婚式に主賓として出席して頂きました。主賓の挨拶で、「知人から離婚の相談を受け、誰がいいかと思ったら大橋君のことが思い出されたので、大橋君に頼むことにしました。」と離婚の話がされたのには、参加した者は大いに驚きましたが、流石に東大の先生は違うと感心していたのは、来栖先生のお人柄のせいだと思います。

平野龍一先生は、既に法律学全集の刑事訴訟法を出版され高い評価を受けていましたが、私たちは刑法を教わりました。平野先生は、最初は刑法を研究され目的的行为論による体系を考えられていたようですが、その後は刑事訴訟法を主に研究され、この時期に再び刑法をテーマとされたようです。自らの刑法の体系を作り上げようとされていた段階であり教科書などはありませんでした。平野先生は、授業の途中で学生に背を向けて黒板に向かって何かぶつぶつと言いながら一人で考えているということがよくありました。

こんな状態でしたので、授業を聞いただけでは先生が何を言っているのかが全く分からない状態でした。幸いにして、当時平野先生は法学セミナーに刑法の連載を始めておられたので、授業後に友人たちで集まり、法学セミナーの記事を参考に平野先生が何を言っているのか確認することを行いました。

平野先生の授業では、学者が自分の体系を作っていく過程を見ることができたことが面白かったこと、また、分からないなりに学生同士で議論をして理解を深めようとしたことが法律を考えるうえで大変役に立ったと思っています。

ます。法律の勉強というのは、本を読むことも大事ですが、議論をするというのが非常に大事で、それも飛び抜けてできる人、つまり先生が入ってしまうと、最後は先生が言うことが正しいで終わってしまうので、なるべくレベルの同じくらいの人で議論をするということが大事です。

三ヶ月章先生については、法律学全集の民事訴訟法を読んで何と熱の高い法律書だとの印象を受けましたが、ご本人もその通りの人でした。団藤重光先生に関してはバリバールな人と強く感じました。

（司法研修所の教官）

司法研修所ですが、民事弁護の鳥谷六郎先生は、弁護士としての在り方を、身をもって示してくださった方で、私の生涯の指針となった先生です。そういう方に、早い段階でめぐり会えたのは、私にとって非常に幸せだったと思っています。鳥谷先生は、後に最高裁判事に就任されました。

司法研修所での最大の出来事は、民事裁判教官の武藤春光先生の教えを受けることができたことです。武藤先生は、司法研修所における要件事実論の研究を中心となって進められた裁判官で、要件事実の神様のような方です。司法研修所で長く教官を務められて、教え子も多く、法律実務家で武藤春光を知らない者はもぐりだとまで言われた方です。時代の流れは恐ろしいもので、皆様の中では武藤春光先生をご存じの方の方が少ないということになってしまったようです。

武藤先生の最初の授業で要件事実の話聞いたときは衝撃的でした。現在では、要件事実法科大学院では普通に教えられ、学部段階でも耳にすることが多いと思いますが、私が司法研修所に入所した当時は、要件事実法専ら司法研修所が指導していたもので、大学では全くといっていいほど扱われていませんでした。

今でも覚えています。テーマは民法の表見代理に関するものでした。皆さんもご承知の通り、民法は109条で代理権授与の表示による表見代理を、

110条で権限外の行為の表見代理を、112条で代理権消滅後の表見代理を定めています。私が教わった当時は、3種類の表見代理は一括して扱われるのが普通であり、なぜ、このような並びになっているのか、とくに途中で代理権の消滅を定める111条が規定されているのかについて、特段の説明はなされませんでした。

しかし、この並びは要件事実を考慮してみると、正しくこのようにしかならないのだというのが武藤先生の講義の内容でした。武藤先生は、要件事実論を通して見ることによって民法の景色が変わってくると述べておられますが、研修所の初日で違った景色を見せられたわけで、その衝撃は、真面目に要件事実を学ぼうと決心させるものでした。

簡単に説明しますと、109条では、同条の効果を主張するものは「先立つ授權の表示」を主張立証すればよく、悪意・過失は抗弁となる。110条では、①代理権あると信じたこと、②無過失、③基本代理権の発生原因事実が請求原因とされます。これに対して、112条の適用場面では、甲の有権代理の主張に対して、相手方が代理権の消滅を抗弁として主張した場合に、再抗弁として善意を主張できるというのが要件事実論の理解です。即ち、代理権消滅の主張の効果を阻害し、元の有権代理を復活させるもので、あらたに代理の効果を生じさせるものではないということです。『民事訴訟における要件事実 第一巻』は、109条、110条のみが、実際には当該法律行為についての代理権が発生していないのに、一定の要件の下に代理の効果が生ずるとしたもので、これらの場合のみを表見代理というべきである。これに対して、112条は、当該法律行為についていったんは代理権が発生したのであるが、その代理権の消滅原因があるのに、消滅の効果が生じないことになる場合について定めたものであり、両者は、その性質を異にする、と述べています。

この点については、その後、色々な考え方が示されていますが、今申し上げたように、こういうことを教わったのは研修所が初めてだったわけで、その意味で、勉強しなきゃいけないと思わせるくらいの衝撃だったのです。逆に言うと、多分、皆さんは、早い段階から要件事実論を学ぶことになってい

るために、こうした衝撃を受けることはないでしょう。ある意味では気の毒だなと思います。

（要件事実論について）

ここで少し要件事実論についてお話してみたいと思います。

先に述べたように、要件事実論は、倉田卓次元裁判官などの少数の例外はあるものの、基本的には司法研修所において研究発展してきたものです。私が修習生になった1970年頃は、本格的に要件事実論の研究が始まったことで、確定したものでなく生成過程であり、理論の成立の過程をみるという面白さがありました。例えば、過失、重過失、正当事由、正当理由といった規範的要件について、現在では、成立を根拠づける具体的事実すなわち評価根拠事実、成立を妨げる具体的事実すなわち評価障害事実を要件事実と捉える立場が主流になっていると思われませんが、1972年の段階では、この主要事実説と過失・正当理由などの一般条項そのものを要件事実とする間接事実説が民事裁判教官室内で対立していたようです。武藤先生は主要事実説でしたが、間接事実説をとる他の教官は教室で、「主要事実説などという馬鹿なことを言う奴がいる。」などと教えていたようです。法律の議論は、異説があるから面白いので、私は幸運な時期に研修所で学んだと思っています。どうしても議論が固まってくると、それを当然のものとして受け容れてしまって、異説が排除されてしまう。異説というのは、通説の持っている問題点、通説の抱えている問題点を表示しているわけです。通説は必ずしも万全ではなくて、どこかで問題点を抱えている。その問題点を示すのが異説なわけです。説が固まってしまうと、どうしても、その問題点が出てこなくなります。多くの場合はそれでいいのですが、最高裁に上がってくるような事案には、通説ではどうしてもうまくいかない、だからと言って通説は外せないというようなものもあります。そういう意味で、通説が何かということを感じることも必要ですが、それは確定したものではないという意識が大事だと思います。特に、弁護士は、時には通説によれば駄目だという事案を扱わなけ

ればならないわけです。通説をそのまま適用すれば負けに決まっている問題を何とか勝たせなくてはいけない。無理をしてというのではなく、これは勝たせるべきだと思う。そういうときに、学生だったら反対説を書けば評価されるが、裁判所はそんなことでは採ってくれない。そうすると、通説を前提としながらも、その問題点をどう修正するか、どうすれば勝てるように持って行けるかということを考える必要があり、そういった意味で、通説を絶対だと考えるのでは弁護士としては不十分でしょう。

私法上の権利は法律の定める要件の存否によって定まるものであること、裁判では事実の存否について真偽不明の事態が生じ、その場合の処理の基準が必要であるということを前提にすれば、実務上要件事実論が不可欠なことは理解できるのではないかと思います。

要件事実論の意義は、第一に、裁判所から言えば訴訟運営の、弁護士から言えば訴訟追行の基準を示す実務的なものであるということです。その他にも、要件事実論には、法曹教育論、民法解釈論という側面がありますが、私は、訴訟運営論・訴訟追行論としての役割が最も重要だと考えています。

その意味で、法律実務家にとって要件事実論を学ぶことは不可欠です。そして、それが単なる知識ではなく技として使えるためには、ある時期には要件事実論に熱中することが必要です。昔の修習生は、研修所が始まって1か月くらいは朝から晩まで要件事実、要件事実と言っており、日常の会話でも、やれ抗弁だとか、主張自体失当とか言っていました。

しかし、いつまでも要件事実論に嵌って抜け出せないのは賢いとは言えません。要件事実論は、実務家にとっては訴訟を運営・追行するための道具という性格があり、よく言えば柔軟性、悪く言えばいい加減なところがあるので、あまり突き詰めたところで成果は乏しいだろうというのが私の感想です。だから、「要件事実には嵌りなさい。しかし、適当なところで抜け出さなさい。」というのが、要件事実論に関しての私から皆さんへのアドバイスです。

なお、司法研修所における要件事実論の展開には色々面白いことがあります。

ます。この点に関する先駆的な仕事として、田尾桃二元裁判官による「要件事実論について——回顧と展望小論——」⁹⁾という論文があります。私も田尾先生の後を追って、武藤春光先生の喜寿記念論文集に「要件事実論略史」という論文¹⁰⁾を寄稿しました。興味のある方にとっては面白いと思いますので、機会があれば読んでみてください。

(弁護士業務)

少し弁護士業務のことについて話してみたいと思います。

1972年に弁護士登録して梶谷法律事務所に入りました。梶谷法律事務所は、岸清一先生という民事弁護の大家のお弟子さんの堀江専一郎先生の事務所を、そのまた弟子の梶谷丈夫先生が引き継いだという名門の事務所です。1972年当時は、梶谷丈夫先生が前年に亡くなられて、梶谷玄先生、梶谷剛先生の御兄弟が主宰され、アソシエイトとして22期の村上孝守先生、23期の岡崎洋先生がおられました。梶谷玄先生は、後に最高裁判事になられた方です。当時は弁護士事務所の規模は現在のように大きくなかったので、私が入って5人の事務所は、当時では比較的大きい方の事務所と言えたかも知れません。

既存の事件は参加しなくてよい、新件が来たら参加させると言われたのですが、なかなか新件がなく、2か月位はやることなく事務所にある法律雑誌を読んで過ごし、最後には読むものがなくて官報を読んだりしていました。現在では想像できないのどかさだと言えます。

(新島砲弾漂着事件)

弁護士1年目の事件で最も印象に残っているのは新島砲弾漂着国家賠償請

9) 田尾桃二「要件事実論について——回顧と展望小論——」曹時44巻6号(1992年)1頁。

10) 大橋正春「要件事実論略史」武藤春光喜寿『法曹養成と裁判実務』(新日本法規出版、2006年)413頁。

求事件です。これは判例集にも載っています。¹¹⁾ 終戦後の日本軍の武装解除により海中に投棄された砲弾が、25年後に新島の海岸に漂着し、これを拾った中学生数人が焚火に投げ入れたところ爆発し、別の中学生1人が死亡、1人が失明したという事案です。国及び東京都を相手に損害賠償を請求し、国に対する勝訴判決は控訴審で確定し、都の上告は最高裁で棄却されました。国家賠償事件として訴訟を提起しましたが、一審は民法の不法行為として請求を認容してくれました。

この事件は、弁護士は依頼者のために仕事をするのだということが実感できたもので、弁護士になりたてにこうした事件を担当できたことは良かったと思います。梶谷法律事務所は企業法務を専門とする事務所でしたので、訴訟事件そのものが少なく、訴訟事件も被告となった企業の代理人となるのがほとんどでした。事務所としては異例な事件であったわけですが、その意味では私は幸運であったと思います。

この事件はまた、裁判についても色々なことを考える契機となりました。事件の経過をみると、昭和47年（1972年）に提起された事件で、第一審判決が昭和49年（1974年）12月18日言渡され、この種の事件としては当時では異例の早さだったと思います。これは証人尋問を現地の新島で一举に行った結果ですが、裁判所の訴訟指揮が良かったためです。裁判長は奥村長生裁判官、主任は平手勇治裁判官でした。当時であれば5年位かかるのが普通と思われた事件が、裁判所の訴訟指揮の結果3年弱で判決が出されたことは、訴訟の促進について裁判所の訴訟指揮が如何に重要かを、身をもって体験することができました。

これに対し、控訴審判決が出たのが6年後の昭和55年（1980年）10月23日、上告審判決はさらに4年後の昭和59年（1984年）3月23日と、いずれも当時の基準から言っても時間がかかっています。

弁護士を含めて法律実務家には時間の感覚が乏しいということがありま

11) 最二小判昭和59・3・23民集38巻5号475頁。

す。訴状において遅延損害金を請求するときに、その起算日を特に検討することなく「訴状送達の日翌日」としてしまうのもその一例かと思えます。これに対し、社会一般、特にビジネスの分野では時間の要素は重要であり、企業からは結果はともかく早く解決してほしいとの要望をうけることも少なくありません。これは法律家としては気をつけるべきことだと考えています。

もっともこの事件について言えば、時間がかかったことが結果的に当方の有利に働いたとも言えます。それは、この事件が最高裁に係属していたころは、国家賠償の適用や国の不法行為責任に関する最高裁の立場が限定的に解すべきという方向に変わる転換期に当たっており、調査官を含めて請求を棄却すべきであるとの意見もかなりあったものと推測されます。判例解説を読むと、担当調査官が判決に不満なような様子が窺えます。しかし、これは全くの推測ですが、一審判決から10年も経ってこれを覆し、請求棄却とするには最高裁判事としても抵抗感があったのだと思います。上告棄却の判決は、少数意見はなく5人の裁判官の全員一致でした。時間がかかったことが有利に働いたと言うのはこうした意味です。

この事件で印象に残っていることはもう一つあります。

一審で国は、「砲弾類の回収等を担当する管理機関が法令上不明であるから、国の機関の回収義務違反はなく、国は責任を負わない。」と主張してきました。国家賠償法は「国の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を与えたとき」と定め、特定の公務員の違法行為の存在を前提にしているので、一見するともっともらしい主張です。しかし、担当を定めてあれば責任があり、何もしなければ責任がないというのはいかにも常識に反した主張だと私は思いました。私は、この主張をみて腹が立ち、「管理機関が不明ならば国会または内閣が管理機関を定めるべきであり、これを放置していたのであればそれ自体が義務違反である。」といった主張をすることを梶谷先生に提案し、準備書面で主張しました。ひどく腹が立っていたので、文献等も調べずに一気に主張を

書き上げました。一審判決をみて驚いたと同時に感激したことは、一審判決がこの主張をほとんどそのまま採用してくれたことです。今になって振り返って考えると、もう少し文献等を調査して主張すべきであったと思いますが、正義に反するものをやろうとすることに対する怒りのようなものを書いた、そのことが少しは裁判官を動かしたのかなと思います。ここで学んだことは、常識的におかしいことは、法律的にもおかしいということでした。

弁護士業務についてももう少し話してみたいと思います。

私は弁護士仲間からは著作権法、倒産法の専門家とみられています。私自身はそれほどの専門家とは思っていないのですが、著作権法・倒産法にずっと興味を持ってきたことは確かです。弁護士の数が増え、弁護士には専門分野を持つことが必要な時代となりました。そこで、今後皆さんが専門分野を開拓するうえで参考になるように、私がこれらの分野の仕事をするようになった経緯についてお話ししたいと思います。

(著作権実務)

最初に著作権法ですが、私が弁護士になった1972年は著作権法の大改正が前年に施行され1年余りたった時期でした。梶谷事務所の顧問先である大会社の法務部から改正著作権法に関する詳細な質問が出され、私が担当することになりました。その会社の法務部は司法試験合格者が何名も在籍するレベルの高い法務部でした。したがって、その質問も予め検討したうえで疑問が残るものを聞いてくるので、通り一遍の調査の結果を報告するだけでは納得して貰えないという状況でした。当時、私には著作権法の知識は全くなく、また現在と異なり著作権法の文献も乏しかったのですが、自分としてはかなり一所懸命に色々な資料を当たって回答書を作成しました。

この経験から、著作権法は面白そうだということで、先輩の岡崎弁護士と著作権法の勉強を始めました。マイナーな分野であったことも、勉強を始めた理由だったと思います。

私が著作権法実務に携わる上での2番目の重要な出来事は、経団連の若手の知財担当者によるプログラム権法の研究会に参加したことです。コンピュータプログラムの法的保護についてはそれ以前にも若干の議論がありましたが、1982年の日立—IBM事件をきっかけとして、ホットなテーマとなりました。当時のコンピュータ業界はIBMが圧倒的な力を持っており、日本は経済産業省、当時の通産省の指導の下に互換機戦略でIBMを追撃しようとしていました。互換機戦略とは、IBMのOS（オペレーション・システム）と互換性のあるOSを搭載した大型コンピュータでIBMと勝負するというもので、OSの法的保護がどのようなものになるかにより、大きな影響を受けることになります。

法的保護の形態としては、特許、著作権、*sui generis*と言われる特別法などがアメリカでも議論されていましたが、日本でも文化庁は著作権法による保護を、通産省は特別立法による保護を主張しました。通産省は1983年2月からプログラム権法の立法作業を始めましたが、経団連による研究会もその一環としてなされたものです。私はその年の6月に独立したばかりで、知り合いから「こういう研究会をやるんだけど参加しないかい。報酬は出ないよ。弁当だけだよ。」と誘われて参加することにしました。私以外の参加者は、それぞれ企業の実務担当者で、法曹資格は持っていませんが、とても優秀な人達の集まりで、実務に関することについては教えて貰うことばかりでした。弁護士の中には、法曹資格を持つか持たないかで区別して考える人もいますが、私にはそういう感覚は全然なくて、資格の問題ではなく、個人の能力の問題だろうと思っています。それは、この研究会で、能力のある実務担当者と仕事をした結果だろうと思っています。

最終的には、このプログラム権法というのは潰れたわけですが、この研究会は私に色々な機会を与えてくれました。京大の北川善太郎教授が主宰される「コンピュータプログラム法制研究会」に参加させて頂けたのもその一つです。北川研究会は、コンピュータプログラムに関する法制度の在り方を法律家と技術者の協働で探っていこうとするもので、大変意欲的なものでし

た。研究会の報告として書いた「インターフェースの法的分析」¹²⁾がジュリストに載った私の最初の論文です。この研究会も弁護士の参加者は私だけで、その他は学者と企業人でした。コンピュータ関係の技術者が討議に参加されたことが研究会の特色でした。インターフェースの議論は、技術者の参加があってこそ可能であったと思います。

法律家と技術者の議論は、当初はなかなか噛み合いませんでしたが、議論を重ねることで互いに前提とすることが違っていることを理解することができ、議論が進むようになりました。この点は、専ら文科系の人間として過ごしてきた私には大きな収穫でした。また、技術者との協働の重要性を実感として理解できたのもこの研究会に参加した成果です。

法律家と技術者の前提の違いについては、法科大学院制度導入初期には次のようなエピソードがありました。法科大学院制度の目的の一つに多様な人材の確保があげられ、制度の初期には理工系出身者が多く法科大学院に入学しました。法律の先生はよく、「自分の頭で考えろ」と言います。これを聞いた理工系出身者は、今まで誰も言ったことのない新奇なことを言わなければならないと受け取って大変に苦労したということです。また、法律家は結論を理由づける際に複数の根拠を示すのが普通ですが、理工系の人から見るとこれはエレガントではないということのようです。

これらが一般的なことなのか、たまたま私が聞いた人がそうだったのかは分かりませんが、法律家の考え方というのは大事だけれど、他の人とは違うところがある、違いがどこにあるかということを理解しておくことも、これからの実務では色々な技術について、他の分野の人と仕事をしなくてはいけないわけですから、大事だろうと思います。

北川研究会への参加は、ソフトウェア情報センター（ソフティック）の国際シンポジウムや研究会に参加するきっかけになりました。ソフティックは、当時は、通産省及び文部省所管の財団法人で資金も比較的潤沢にあり、2年

12) 大橋正春「インターフェースの法的分析」ジュリ865号（1986年）92頁。

ごとに国際シンポジウムを開催していました。また、ソフティックでは、若手弁護士と企業の若手知財担当者をメンバーとし、ソフトウェアに関わる法と技術をテーマとする研究会を立ち上げました。ここでも技術者にも参加して貰いました。インターフェース、リバースエンジニアリング、画像処理など当時としてはかなり先端的なテーマを選んでいました。

著作権実務の関係では、最後に、GATTのウルグアイ・ラウンドにおけるTRIPs協定に関わる民間三極協議に参加したことに触れておきたいと思います。1986年から始まったGATTウルグアイ・ラウンドでは、知的財産もそのテーマであり、最終的にはTRIPsと略称される「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」が締結されています。この協定の成立に先立って、先進国間で民間の試案を作成し各国政府に働きかけるとの目的意識のもとに、米国で有力企業数社が結成したIPC（米国知的財産権委員会）の呼びかけに、日本の経団連、ヨーロッパの欧州産業連盟（UNICE）が応じて、「知的所有権に関する日米欧民間三極会議」が発足し、民間としての協定試案を作成することになりました。当時の経団連としては異例なことでしたが、従来からのご縁で経団連の交渉メンバーの一員に加わることになりました。会議はブリュッセル、ニューヨーク、東京と3回開催されましたが、その間には国内で準備のための調査研究や協議があり、ハードでしたが充実した良い経験であったと思います。

今申し上げたことを要約すると、顧問会社からの質問をきっかけに著作権法に興味をもって勉強を始めた⇒興味本位で報酬なしに経団連の研究会に参加した⇒北川研究会に誘われた⇒ソフティックのシンポ・研究会に参加した⇒民間三極会議に参加した、という流れになると思います。いずれも自分で開拓したわけではなく、与えられた流れに乗ったものです。このような、幸運な流れに乗れたのは、著作権法が、従来の芸術中心からプログラム保護を通じて、中山信弘教授の言われる「産業著作権」に変質していく時期に当たったこともあったと思います。

以上の私の経験から若い皆さんに助言できることがあるとすれば、「好きなことを勉強の対象とすること」「若い時に大事なものは仕事をするこゝとあって報酬をもらうことではないと考えること」「人とのつながりを大事にすること」といったことでしょうか。長々と話した割には月並みだと思われるでしょうが。

(会社更生事件)

次は会社更生事件です。倒産事件には、法的手続きに限れば、現在は会社更生、民事再生、特別清算、破産がありますが、かつては、民事再生はなく、和議、会社整理がありました。倒産事件で私が主として扱ったのは会社更生で、管財人として関与したものです。

私は、大学でも破産法はとっていませんし、特に倒産法に興味をもっていた訳ではありませんでした。私が会社更生事件に関与したのは、1980年、旧水戸藩の鉄砲鍛冶の流れをくむ銃器メーカーのSKB工業の保全管理人・管財人に梶谷玄先生が選任され、管財人補佐として手伝ったのが最初です。更生管財人の選任が特定の弁護士に集中するのを是正するために当時の東京地裁第八民事部の部長が梶谷先生を管財人に選んだことで、私も更生事件に関与することができたという経過です。この事件は清算型の更生計画を作成したことが特徴的でした。

次に更生事件に携わったのは、1985年8月の三光汽船の更生事件です。申立ては、日航のジャンボ機が御巢鷹山に墜落した日と同じでした。お盆の15日に、ホームステイで来ていたオーストリアの学生を成田に送って帰宅すると、尾崎行信先生から明日何時までにどこそこに来ようという電話が入っており、これが発端でした。管財人は宮田光秀先生でしたが、実務の中心は尾崎先生でした。尾崎先生は、尾崎罌堂の孫で、梶谷先生の義兄に当たる方です。尾崎先生も、後に最高裁判事になられています。この事件は、債務額が当時最大級であり、船舶運航業という業務の性質から、海外債権者が多く、また主たる資産である船舶が世界各地にあるという特殊性があり、難

しい事件でしたが、いろいろなことを経験させて貰いました。

私が更生事件の管財人となったのは、1996年の日本プスネスという船具を製造する会社の事件です。今でいえばプレパッケージ型に近いもので、スポンサーもほぼ決まっていました。会社の顧問弁護士であった山本晃夫先生とスポンサー会社の顧問弁護士の才口千晴先生の推薦であったと後から聞きました。才口先生は後に最高裁判事に就任されています。

その後、日本国土開発、東京生命や消費者金融のアエルの更生管財人を務めました。更生事件では様々な法律問題が起こると同時に、会社経営についても日々決断することが要求されるので、弁護士にとっては非常に勉強になります。ただ、私が更生事件を担当していた時代と現在では様々な違いがあり、過去の経験が必ずしも通用しないことが多くなっています。昔の更生事件は、債務の支払いを停止する間に資産を増加させ、債務を圧縮させて会社の負担を軽減するというのが基本でしたが、現在は将来の金融債権の担保化など様々な金融手法の発達の結果、倒産時には会社は空っぽの状態ということが生じるというのがその一例です。

更生管財人としては担当する裁判官との協働が重要であり、その過程を通じて裁判官の考え方を知ることができたのはその後の弁護士業務に役立ったと思います。更生管財人のような裁判官の指名で行う仕事は、適切に処理すれば裁判官の信頼を得られる反面、不適切なことを行うと直ちに信頼を失うという危険があります。自分では正確なことは分かりませんが、その後の裁判所の対応などを考えると、少なくとも信頼を失うようなことはなかったであろうと思っています。

更生事件で学んだことは、チームを組んで作業することの重要性です。更生事件では、事件の内容にもよりますが、管財人代理、管財人補佐としてかなりの数の弁護士が必要となります。自分の事務所だけで賄えなければ、他の事務所の弁護士の応援を頼む必要があります。管財人として代理や補佐を頼む弁護士は、直接の体験や信頼できる弁護士の推薦などから信頼できると確信できる人であることは当然のことです。選ばれる方からみれば、弁護士

は裁判所、先輩、同僚からいつも見られているという意識で、信頼をなくすようなことがないように努める必要があるということです。

(最高裁判事への就任)

私は、2012年に最高裁判事に就任し、約5年間執務しました。最高裁判事の日常については、事前にお配りした「最高裁判所今昔物語¹³⁾」という資料で述べていますので、詳細はそれに譲りたいと思います。

ここでは、最高裁判事の任命について少し述べたいと思います。

憲法79条は、最高裁判事（最高裁の長たる裁判官以外の裁判官）は内閣で任命すると定めており、裁判所法39条は、2項で「最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。」、3項で「最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。」と定めていますが、手続きの詳細については特に定めはありません。

実務は、最高裁判事の定年による空席が生じる1年位前に、最高裁から日弁連に候補者推薦依頼が来ます。日弁連は単位会に推薦依頼を出します。推薦は逆のルートで、単位会から日弁連、日弁連から最高裁になされ、最高裁（裁判官会議ではなく長官・事務総局）が内閣へ推薦するという順序です。発足時の経過から、裁判官5名、弁護士5名、その他5名という枠がなんとなく決まっており、この枠組みの中で長年後任の最高裁判事が任命されていましたが、ある時期から弁護士枠が4名、裁判官枠が6名となりました。この枠はなんとなくそういうものということで、制度的なものではなかったのですが、事実上守られ、弁護士出身裁判官の後任は日弁連の推薦する候補者を任命するという状態が続いていました。しかし、弁護士会の推薦は残しながらも、10年位前から官邸が任命権を積極的に行使する傾向がみられます。

これは、最高裁判事の任命をどう考えるかという重要な問題に関係します。米国の連邦最高裁判事は大統領が指名した者を上院で承認するという手続があって、政治的な任命であることが前提になっています。特に最近では政

13) 平成30年12月21日、福島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会主催の公開講座における講演録。

治性が強くなっているようですが、元々政治的な任命であるというのがアメリカのシステムだと思います。また、韓国なども含めて憲法裁判所制度を持つ国では、憲法裁判所の裁判官は政治的な任命であるという扱いが多いようです。これに対し、日本の最高裁判事の任命は政治的なものではない、政治的なものとしては扱わないというのが従来の議論でしたが、もう少し政治的なものではないか、あるいは、どの程度政治が関与するのがよいのかということが、今、問われている問題なのだと思います。この点は、なかなかうまく議論ができていない状態ですが、考えていくべき問題であると思います。

（弁護士の在り方について）

ここで話題を変えて、弁護士の在り方について私の考えるところを少し述べてみたいと思います。

弁護士の仕事、より広く言えば法曹の仕事が他と何が違うかと言えば、正義に関わる仕事だということだと思います。ただし、正義は法曹の独占物ではなく、あらゆる職業はどこかで正義に関わっていると言えます。新型コロナの蔓延初期にマスクの品不足がありました。経済合理性だけを考えれば最も高い値段をつける者に売ればよい訳ですが、多くの業者は価格を抑えるとともに、特定の買主の購入量を限定して、より広い人にマスクがいきわたるようにしたと思います。こうした商人道の実践は、その人の考える正義の実現ということができます。法曹との違いは、法曹では正義の実現がその業務と直接に関わっていることです。

そこで「正義」と言ったときに、一つには個人の持つ良心と言いますか、個人の持つ正義の問題と、法の持つ正義の問題があります。個人の考える正義と法の正義が一致していれば問題はないのですが、時として、それが一致しないことがあります。この場合には、法律家としては最終的には法の正義に従わざるをえないことになります。参考資料として事前に配布した資

14)

料に載っている平成23年2月18日の第二小法廷事件の須藤裁判官の補足意見が、法の正義と個人の考える正義とが異なった場合の裁判官の対応の例を示しています。

15)

これは、実務家として一番難しい問題です。法律の規定があるから、先例があるからということで直ちに諦めるのでは実務家としての役割を果たしているとは言えない。私の同僚の弁護士は、「駄目だと言われてから初めて弁護士の仕事が始まる。」と書いていましたが、弁護士には法律・先例の存在を前提にした上で自分の正義を実現する方法を工夫することが求められ、また、裁判官にも同じことが求められます。

裁判官の場合、法の正義と個人の考える正義の衝突は判断の場面で生じますが、弁護士の場合は、依頼者の存在によってもう少し複雑になります。弁護士が職務を行う場合には、個人の正義、法の正義に加え、依頼者の利益・意思、大きく言えば依頼者の正義ということも可能かもしれませんが、これらが問題になるということです。

社会派・自由人権派の弁護士で、左派・右派を問わず戦前から多くの刑事事件を手掛けた海野普吉先生という非常に有名な弁護士が居られます。海野先生は、極東国際軍事裁判の弁護団団長就任を要請され、即座に断っています。このことに関して、「弁護士は赤十字だ。どんな事件でもえり好みはしない。ただ、この事件だけは嫌だ。」「ファシストたちの弁護ができるか。」と述べたということです。

弁護士は仕事をする上で、やりたい事件でないとやれません。やりたい事件というのは何かと言うと、自分の正義に合う、正義の実現のための事件です。すべての事件がそうだというわけではありませんが、事件を担当する場合には、なぜ自分はこの事件を担当するのかという自らへの問いが問題になります。自らが受任を正当化できない事件を担当する場合には、インセンティブが湧かず、十全な弁護活動ができないのではという危惧があるからで

14) 前掲・注13)「最高裁判所今昔物語」。

15) 最二小判平成23・2・18判時2111号3頁(武富士事件)。

す。クールヘッド，ウオームハートという言葉があります。経済学者のアルフレッド・マーシャルが経済学者の理想として述べた言葉だと言われていますが，弁護士にとっても同じです。クールヘッドと共に，ウオームハート。熱意がないと弁護活動ができないというところが弁護士活動の難しいところだと思います。

最高裁判事も務められた大野正男先生という著名な弁護士がおられました。外務省機密漏洩事件の弁護を担当されましたが，同事件では被告人が機密を取得する際に不適切な手段を講じたことが話題となりました。大野先生は、「私は被告人個人を弁護するのではない。報道の自由，表現の自由を弁護するのだ」と言われたそうです。やはり，熱意を持たなければ弁護活動はできない。その熱意というのはどこに見出せるか。そこが見出せなければ，できないんだろうと思います。

正義なんていう大きな問題を言いましたが，日弁連の会報誌に「自由と正義」というのがあり，その後半の方に弁護士の懲戒事例が載っています。これをみると，正義がどうというようなレベルの事案でないのがほとんどです。他方で，弁護士がいかに怖い仕事，危険な仕事であるかというのがよくわかります。

個人の正義と法の正義の衝突といった大きな話題について述べてきましたが，懲戒事例をみると，弁護士として大事なものは，人に対する配慮，その配慮が欠けているために起こっているものが多いと思います。依頼者であれ，相手方であれ，裁判官であれ，関係者の人格を尊重するということが非常に大事なことです。弁護士は，法律論については相手方と徹底的に争うこともあり，そこのところで容赦する必要はないわけですが，しかし，それ以外のところでは相手方の人格を尊重することが必要です。これは，実務家になられたときには十分に心しておかれるべきことです。

(合議について)

色々と言ってきましたが，これから，毎日の皆さんの勉強に役に立つこと

を少しお話ししたいと思います。

法律実務の問題解決は対話によって行うことが基本です。これは、法曹教育においても同様であり、法科大学院の授業で、双方向・多方向の授業が進められるのも、一人で考えるのではなくて、対話をしながら解決を探っていく法律実務の基本を反映するものです。

先ほど、平野龍一先生の授業が理解できないので、友人同士で議論しながら刑法の勉強をしたことをお話ししましたが、勉強会というのは法律を学ぶ上で非常に有用な方法だと思います。皆さんの中にも、友人同士で勉強グループを作っている方も多いと思いますが、その場合に勉強会を成功させる方法があります。

これは、私が、裁判所の合議や弁護団の合議に関して何度も話したことで、あらゆる種類の合議や討論に当てはまるもので、勉強会も共同で問題の解答を探るという意味では、一種の合議や討論ということができます。

合議には2つのタイプがあります。

第1のタイプは、ディベート型あるいは対決型とでもいうもので、合議で自分の議論と相手方の議論のどちらが正しいか、それを競う場と考えるものです。

第2のタイプは、探索型・協働型というものです。合議の目的を、意見の違いがあることを確認し、その違いが何に由来するのかを探求することにあると考えるものです。

私は合議の目的について第2のタイプを採るべきだと考えています。法律の議論、とくに実務上の議論は絶対に正しいというものがあるわけではなくて、常にグレーの部分を抱えています。私は司法研修所の教官をしているとき、講義でよく「民弁に正解なし」と言って修習生を困惑させていました。実務を考えると、事実関係は千差万別です。当事者も千差万別。相手方も千差万別。ということは、AとBとの間では正しい解決が、AとCとの間での正しい解決と言えるかどうかはわからないわけです。ですから、その事件ごとに探っていくことが大事であり、事件を知るには、その元になって

いるものが何かを知ることが必要です。様々な事件に柔軟に対応するためには、原則はしっかり踏まえたくて、事実関係でも例外があり、法の解釈や事実の評価についても様々な考えがあることを理解することが必要で、その訓練のためには探求型・協働型の合議が適当であると私は考えるのです。

例えば、諸君と法科大学院の教授が議論した場合には、99%以上の場合、教授の議論の方が正しい、あるいは適切であると思います。それは、教授の方が諸君より経験もあるし、深く考えているからです。皆さんはその時に、「私の考えは間違っている。先生の考えは正しい。正しい考えを覚えられてよかった。」これでは勉強になりません。自分が考えたことには理由があるわけですから、その理由と教授が考えたことはどこが違うのか、違いがどこに由来しているのか、自分のどこが足りなかったのか、どこを考えなかったから結論が違ったのか、そこのところを見極めないと法律を学んだことにはならないと思います。

(法文書作成について)

次に、法文書作成についてお話ししたいと思います。

法文書という言葉は色々な意味で使われますが、私は、法律家が法律問題について結論を出す過程を文書化したものと考えています。法律家は、事実
に法を適用して結論を出すわけですが、その場合に行われている作業というのは、どの事実を選んで、どの法を選んで適用するかというものと、その事実が証拠によって論証されているかどうか、法の解釈が正しいかどうかの論証、その2つがあります。事実と法、選択と論証、そのマトリクスで捉えられると考えています。

判決は法文書の典型ですが、例えば、最高裁の判決では、事実については原審が適法に確定した事実を選択してその論証は行わず、法についての選択と論証だけを行うのが普通です。これに対し、一審判決は、多くの場合、法についての論証はせず、事実の論証が中心になります。

そのように考えてみると、試験の答案、司法試験の答案もそうですし、学

校の試験の答案もそうですが、ある意味で、これも一種の法文書と言えます。もちろん性格的には違うところがありますが、基本は法文書である。したがって、法文書作成をどう行えばよいかについて知ることは、結果的に良い答案を作成することに役立つと思います。

数年前に、司法修習生の諸君と、「法文書作成のゴールデン・ルール11」というものを考えたことがあります。これからその内容について説明したいと思います。

ルールの第1は、「法文書は読ませるものではない、読んでいただくものである。」です。

これは、法文書を作成するうえで非常に重要なことで、このことを理解すれば、皆さんの法文書は格段に良くなると思います。法文書を読む裁判官や弁護士は仕事として読むわけです。仕事として読むということは、法文書を読むのは必ずしも楽しい作業ではありません。しかし、読まなければいけない。まして、教師や試験官は、同じような答案を何十通、何百通と読まされるわけです。これは、相当辛い作業です。もちろん、中には、はっとするような良い答案があって、そうした答案を読むときには本当に楽しい。その学生と会って、「君、これについて、もう少し話をしよう。」と言いたくなるような答案もありますが、残念ながらそれは稀なことです。

そういう状況の下で、答案、法文書が読まれると考えると、まず読み手のことを考えて、「読んでいただくもの」なのだ考える。「これを書いたから読め」というのではなくて、「お忙しいところ、辛いでしょうが、どうぞ読んでいただきたい。」という気持ちで書くことが重要だと思います。具体的に言えば、乱雑に手書きで書かれた答案は読むのが苦痛です。字のうまい下手は人それぞれですが、丁寧に書くことなら誰にでもできます。インデントや改行というのも読み易くするための工夫です。

読んでいただくという気持ちで書面を作成すれば、自ずからこうした工夫が生まれてくるものです。

ルールその2は、「自分の書きたいことを書くな、読者の読みたいことを書け」というものです。

答案の場合には、先生が考えていなかったことを書いた非常に良い答案というのもあると思いますが、基本的には、読む人が何を読みたいと思っているか、ということが大事です。

例えば、訴状では要件事実を書き、次いで事情を書くように言われます。要件事実を書くというのは、その事件がどのような法律的な紛争なのかということを端的に示しているわけです。裁判官が訴状を読んで知りたいのは、本件がどのような法律上の紛争なのかということです。それを知らせるために要件事実を書くわけです。次に、裁判官が知りたいのは、こうした法律上の紛争がどのような背景で生じたのかということです。事情についての記載はこうした要望に対応するものなのです。

上告理由書や上告受理申立理由書について言うと、上告理由や上告受理理由は控訴理由とは異なるのですから、上告理由書などの内容は控訴理由書とは異なるはずですが、ところが控訴理由書と同じようなことを書いてくる人がいる。それでは書きたいことを書いているだけであって、読者が読みたいことを書いていないわけです。

法文書は読者に何かを伝えるために作成するものですが、その「何か」は、まず読者が知りたいと思われる事項と考えなければいけません。これを考えるだけでも文書は良くなるだろうと思います。

ルールその3は、「まず何を書くか、次にどう書くか」です。

法文書の起案の方法は人によって異なり、思いついたことは取り敢えず何でも書き込み、これを後から修正するという方法で起案する人もいます。問題点を抽出する方法としては有効な方法ですが、私は、法文書の起案では、まず何を書くかの大雑把な構成を考えたいので起案に入るのがよいと思っています。

答案の場合には、すぐに書き出すのではなく、何を書くかを決めたとうえで解答用紙に書き込むことは絶対に必要なことだと考えます。

ルールその4は、「読者を迷子にするな、ゴールは予め伝えておけ」です。法文書や答案は推理小説ではありません。どんでん返しをやっても誰も喜びません。何を言おうとしているのが最初にわかる、そして論理の流れに乗っていけば、自然と結論に到達する、というのが良い法文書であるし、良い答案だと思います。

その他のルールとして次のものを考えました。

ルールその5 「人見て法を説け、平易さと正確さのバランスは読者で決まる」

ルールその6 「気持ちは熱く、頭脳は冷静に」

ルールその7 「書式はその意味を理解して使え」

ルールその8 「結論を明確に、不明というのも一つの結論」

ルールその9 「論証には具体的な根拠が必要、君がどう思うかは関係ない」

ルールその10 「起案は1週間寝かせろ、1週間後の自分は他人」

ルールその11 「他人の振り見て我が振り直せ、何からでも学ぶことはできる」

これらの説明は省きますが、資料としてお配りしますので参考にしてください。

(人が大事)

最後になりますが、司法研修所で相教官であった馬場義宣検事は、司法修習生に向かって、「法律が好きなら裁判官になりなさい。お金が好きなら弁護士になりなさい。そして、人が好きなら検察官になりなさい。」と言ったことがあります。検察PRのキャッチフレーズとしては大変優れたもので

す。

しかし、法律やお金は別として、人が好きということは法律実務家にとっては必須の要件だと思います。具体的な法律問題は人と人と間で生じるものであり、これを裁くのも人、相手方もまた人です。人に対する関心を持っていなければ実務は扱えないわけです。実務を扱えないというのは、先ほど、クールヘッド、ウオームハートということを申し上げましたが、冷静な観察者であると同時に、ハートを持って接するものでなければいけない。実務では「人が大事」である、というのが私の感想です。

今日の話の中で、弁護士や研究者など、色んな法律家の名前がたくさん出てきました。これは、こうした先人の築いた基礎の上に現在の私たちがいるのだという認識を持っているからで、皆さんも是非そういう認識を持っていただきたいと思います。事前配布資料として「最高裁判所創成期の三大事件¹⁶⁾」というものをお渡ししましたが、それも、今の我々の状態というものが過去の何によっているのか、何を基礎にしているのかということをご皆さんに知っていただきたいという思いで書いたものです。その中で触れた平野事件¹⁷⁾で、新村義廣裁判官は仮処分決定を取り消す際に、冒頭でわざわざ「連合国最高司令官の指令により」という、この一言を入れた。この裁判官の心意気。これを読んだときには非常に感動しました。こういう感動を持つことは、法律家として、仕事をしていく上での力になるのではないかと思います。

これで私の今日の話は終わりです。ありがとうございました。

(付記)

本稿は、2021年7月8日、元最高裁判所判事である大橋正春先生をお迎えして開催した法学部・法科大学院合同講演会の記録である。

16) 平成30年11月21日、神奈川県弁護士会における講演録。

17) 東京地決昭和23年2月5日行政裁判月報2号89頁。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、当初はオンラインで実施する予定であったが、大橋先生より、「ワクチン接種も終えたので、可能であれば、法曹を志す学生の皆さんと直接会ってお話したい。」とのご提案をいただき、感染状況が比較的落ち着いていたという幸運も重なって、対面（参加者約50人）とオンライン（参加者約30人）のハイブリッドで実施することができた。混沌とした社会状況の中、ご来学をいただいた大橋先生に、改めて心より感謝の意を表したい。

一貫して、「人」を大切にされて来られたご自身の歩みを振り返りながらのご講演は、大橋先生の温厚で誠実なお人柄と共に参加者の心に染みわたり、深い感銘を与えるものであった。この記録によって、その雰囲気的一端でも伝われば幸いである。

なお、終了後に参加者から寄せられた感想を大橋先生にお伝えしたところ、感謝のお言葉と共に、「初心を忘れずに精進され、それぞれの希望を実現されることを期待しています。」とのご伝言をいただいたことを付記する。

（嘉多山）